

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)
- 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (建築課)

公布された規則のあらまし

### ◇鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一次の請求書等の添付書類を戸籍抄本から住民票の写しに改めることとした。

(第十一条、第十四条、第十六条関係)

- 1 年金支給請求書
- 2 弔慰金支給請求書
- 3 年金受給権者現況報告

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 増設した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。(別表関係)

団地名	種別	住戸番号	戸数	家賃月額
手間第二団地	第二種県営住宅	〃	二	一九、六〇〇円
浜の上第一団地	〃	一七号から二〇号までの住宅	四	一九、八〇〇円

二 建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。(別表関係)

団地名	種別	住戸番号	戸数	一月の家賃額	
				現行	改正後
東浜団地	第二種県営住宅	三―一〇一号及び三―一〇四号の住宅	二	一四、〇〇〇円	三四、一〇〇円
		三―一〇二号及び三―一〇三号の住宅	二		二八、三〇〇円
		三―二〇一号から三―二〇四号まで及び三―三〇一号から三―三〇四号までの住宅	八		三三、六〇〇円
		七―一〇一号の住宅	一		二二、三〇〇円
三柳団地	〃	七―一〇二号、七―一〇四号及び七―一〇五号の住宅	三	一五、五〇〇円	二九、八〇〇円
		七―一〇三号及び七―一〇六号の住宅	二		三四、五〇〇円
		七―二〇一号から七―二〇六号まで、七―三〇一号から七―三〇六号まで及び七―四〇一号から七―四〇六号までの住宅	一八		三四、〇〇〇円

三 この規則は、平成六年七月一日から施行することとした。ただし、東浜団地に関する部分は、同年八月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十五号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和四十五年四月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項の表加入者が死亡した場合の項第二号中「除籍済みの戸籍抄本」を「消除された住民票の写し（ただし、加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は除籍抄本）」に改め、同項第三号中「戸籍抄本」を「住民票の写し（ただし、加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は戸籍抄本）」に改め、同表加入者が重度障害となつた場合の項第二号中「戸籍抄本」を「住民票の写し（ただし、加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は戸籍抄本）」に改め、同項第三号中「戸籍抄本」を「住民票の写し（ただし、心身障害者及び年金管理者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は戸籍抄本）」に改める。

第十四条第二項の表心身障害者が死亡した場合の項第一号中「戸籍抄本」を「住民票の写し（ただし、加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は戸籍抄本）」に改め、同項第二号中「除籍済みの戸籍抄本」を「消除された住民票の写し（ただし、心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は除籍抄本）」に改め、同表加入者とその扶養する心身障害者が同時に死亡した場合の項第一号中「行なう者の戸籍抄本」を「行う者の住民票の写し」に改め、同項第二号中「除籍済みの戸籍抄本」を「消除された住民票の写し」に改める。

抄本」を「行う者の住民票の写し」に改め、同項第二号中「除籍済みの戸籍抄本」を「消除された住民票の写し（ただし、加入者及びその扶養する心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は除籍抄本）」に改める。

第十六条第二項中「戸籍抄本又は住民票の写し」を「住民票の写し（ただし、心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は戸籍抄本）」に改める。

様式第七号中「住民生活部印鑑捺印欄」を「印鑑部印鑑捺印欄」に改める。

様式第十二号の備考を次のように改める。

備考 次の書類をそれぞれ2部添付すること。

1 死亡の場合

(1) 死亡診断書（死体検案書）

(2) 加入者の消除された住民票の写し（ただし、加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は除籍抄本）

(3) 心身障害者及び年金管理者の住民票の写し（ただし、心身障害者及び年金管理者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は戸籍抄本）

(4) その他知事が必要と認める書類

2 重度障害の場合

(1) 重度障害診断書

(2) 加入者の住民票の写し（ただし、加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は戸籍抄本）

(3) 前号(3)及び(4)に掲げる書類

様式第十七号の備考(一)中「戸籍抄本」を「住民票の写し（ただし、加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は戸籍抄本）」に改め、同様式の備考(二)中「除籍済み戸籍抄本」を「消除された住民票の写し（ただし、心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は除籍抄本）」に改め、同様式の備考(三)中「戸籍抄本」を「住民票の写し」に改め、同様式の備考(四)中「除籍済み戸籍抄本」を「消除された住民票の写し（ただし、加入者及びその扶養する心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は除籍抄本）」に改める。

様式第二十四号の備考中「戸籍抄本又は住民票の写し」を「住民票の写し(ただし、心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は戸籍抄本)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表東浜団地の項中

東浜 団地	
第二種 県営住宅	三九―三―二七号から三九―三―三二号まで、三九―四―三三号から三九―四―三八号まで、三九―五―三九号から三九―五―四四号まで及び三九―六―四五号から三九―六―五〇号までの住宅
〃	四〇―一―五一号から四〇―一―五六号まで及び四〇―二―五七号から四〇―二―六二号までの住宅
	二四
	一一

一四、〇〇〇円

を

一一、三〇〇円

に、

一一、三〇〇円

三九、一〇〇円

を

東浜 団地	
第二種 県営住宅	四〇―一―五一号から四〇―一―五六号まで及び四〇―二―五七号から四〇―二―六二号までの住宅
	一一

〃	二―二〇一―一〇号から二―二〇四号まで及び二―三〇一―一〇号から二―三〇四号までの住宅
	八

〃	二―二〇一―一〇号から二―二〇四号まで及び二―三〇一―一〇号から二―三〇四号までの住宅	八
〃	三―一〇一―一〇号及び三―一〇四号の住宅	二
〃	三―一〇二―一〇号及び三―一〇三号の住宅	二
〃	三―二〇一―一〇号から三―二〇四号まで及び三―三〇一―一〇号から三―三〇四号までの住宅	八

<table border="1"> <tr> <td>号までの住宅</td> <td>号までの住宅</td> </tr> <tr> <td>一四</td> <td>四</td> </tr> <tr> <td>八、一〇〇円</td> <td>九、五〇〇円</td> </tr> </table> <p>を</p>	号までの住宅	号までの住宅	一四	四	八、一〇〇円	九、五〇〇円	<table border="1"> <tr> <td>での住宅</td> <td>での住宅</td> </tr> <tr> <td>八</td> <td>八</td> </tr> <tr> <td>二五、三〇〇円</td> <td>二五、三〇〇円</td> </tr> </table> <p>を</p>	での住宅	での住宅	八	八	二五、三〇〇円	二五、三〇〇円	<table border="1"> <tr> <td>三三、六〇〇円</td> <td>二八、三〇〇円</td> <td>三四、一〇〇円</td> <td>三九、一〇〇円</td> </tr> </table>	三三、六〇〇円	二八、三〇〇円	三四、一〇〇円	三九、一〇〇円	
号までの住宅	号までの住宅																		
一四	四																		
八、一〇〇円	九、五〇〇円																		
での住宅	での住宅																		
八	八																		
二五、三〇〇円	二五、三〇〇円																		
三三、六〇〇円	二八、三〇〇円	三四、一〇〇円	三九、一〇〇円																
<table border="1"> <tr> <td>第二種 県営住宅</td> <td>第一種</td> </tr> <tr> <td>一四三号から一四六号まで</td> <td>一号から八号まで</td> </tr> </table>	第二種 県営住宅	第一種	一四三号から一四六号まで	一号から八号まで	<table border="1"> <tr> <td>第二種 県営住宅</td> <td>第一種</td> </tr> <tr> <td>一七九号から一九二</td> <td>一号から八号まで</td> </tr> </table>	第二種 県営住宅	第一種	一七九号から一九二	一号から八号まで	<table border="1"> <tr> <td>三柳 団地</td> <td>第一種</td> <td>第二種</td> </tr> <tr> <td>第一種</td> <td>第一種</td> <td>第二種</td> </tr> <tr> <td>一号から八号まで</td> <td>一号から八号まで</td> <td>五三号から六四</td> </tr> </table>	三柳 団地	第一種	第二種	第一種	第一種	第二種	一号から八号まで	一号から八号まで	五三号から六四
第二種 県営住宅	第一種																		
一四三号から一四六号まで	一号から八号まで																		
第二種 県営住宅	第一種																		
一七九号から一九二	一号から八号まで																		
三柳 団地	第一種	第二種																	
第一種	第一種	第二種																	
一号から八号まで	一号から八号まで	五三号から六四																	

に改め、同表三柳団地の項中

<table border="1"> <tr> <td>の住宅</td> <td>四</td> <td>九、五〇〇円</td> </tr> </table> <p>に</p>	の住宅	四	九、五〇〇円	<table border="1"> <tr> <td>四号ま 三〇四 ら六</td> <td>一二</td> <td>三三、七〇〇円</td> </tr> </table> <p>を</p>	四号ま 三〇四 ら六	一二	三三、七〇〇円
の住宅	四	九、五〇〇円					
四号ま 三〇四 ら六	一二	三三、七〇〇円					
<table border="1"> <tr> <td>六―二〇一号から六―二〇 で、六―三〇一号から六― 号まで及び六―四〇一号か 四〇四号までの住宅</td> </tr> </table>	六―二〇一号から六―二〇 で、六―三〇一号から六― 号まで及び六―四〇一号か 四〇四号までの住宅	<table border="1"> <tr> <td>七―一〇一号の住宅</td> <td>七―一〇二号、七―一〇四 七―一〇五号の住宅</td> <td>七―一〇三号及び七―一〇 住宅</td> <td>七―二〇一号から七―二〇 で、七―三〇一号から七― 号まで及び七―四〇一号か 四〇六号までの住宅</td> </tr> </table>	七―一〇一号の住宅	七―一〇二号、七―一〇四 七―一〇五号の住宅	七―一〇三号及び七―一〇 住宅	七―二〇一号から七―二〇 で、七―三〇一号から七― 号まで及び七―四〇一号か 四〇六号までの住宅	
六―二〇一号から六―二〇 で、六―三〇一号から六― 号まで及び六―四〇一号か 四〇四号までの住宅							
七―一〇一号の住宅	七―一〇二号、七―一〇四 七―一〇五号の住宅	七―一〇三号及び七―一〇 住宅	七―二〇一号から七―二〇 で、七―三〇一号から七― 号まで及び七―四〇一号か 四〇六号までの住宅				

四号ま 三〇四 ら六―	一二 三三、 七〇〇円	号及び	一 二二、 三〇〇円	六号の	二 三四、 五〇〇円	六号ま 三〇六 ら七―	一八 三四、 〇〇〇円
-------------------	-------------------	-----	------------------	-----	------------------	-------------------	-------------------

に改め、同表手間第二団地の項中「六」を「八」に

改め、同表浜の上第一団地の項中

五 八、九〇〇円
-------------

を

〃	〃
一七号から二〇号までの住宅	一二号から一六号までの住宅

〃
一二号から一六号までの住宅

四 一九、八〇〇円	五 八、九〇〇円
--------------	-------------

に改める。

附 則

この規則は、平成六年七月一日から施行する。ただし、東浜団地に関する部分は、同年八月一日から施行する。